

人生最終段階における医療・ケアの意思決定支援に関する指針

1. 目的

本指針は、人生の最終段階を迎える利用者（患者・入所者等）が、その人らしい生き方を尊重され、適切な医療およびケアを受けられるよう、意思決定支援の在り方を明確にすることを目的とする。

利用者本人の価値観や意思を尊重し、多職種が連携して支援を行う。

2. 基本方針

1. 利用者本人の意思を最大限尊重する
2. 本人の意思決定能力の有無にかかわらず、尊厳を守る
3. 家族等および多職種が協働し、話し合いを重ねて支援する
4. 医療・ケアの内容は固定せず、状況の変化に応じて見直す
5. 特定の治療やケアを強制・誘導しない

3. 人生最終段階の定義

本指針における人生最終段階とは、回復の見込みが乏しく、生命の維持が困難であると判断される状態であり、疾患や年齢により一律に定義されるものではない。

4. 意思決定支援の考え方

意思決定支援は、利用者本人が自らの価値観や希望を表明し、それに基づいた医療・ケアが選択できるよう支援するプロセスである。

職員は、利用者が十分な情報提供を受け、理解し、納得したうえで意思表示ができるよう努める。

5. 本人による意思決定が可能な場合

1. 病状、予後、医療・ケアの選択肢について、分かりやすく説明する
2. 本人の価値観、生活歴、人生観を丁寧に聴き取る
3. 本人の意思を尊重し、記録として残す
4. 意思はいつでも変更可能であることを確認する

6. 本人による意思決定が困難な場合

本人の意思決定能力が低下または喪失している場合には、以下の手順で支援を行う。

1. 事前に表明された意思（ACP、リビング・ウィル等）の確認
2. 家族等から本人の価値観やこれまでの意向を聴取
3. 多職種によるカンファレンスを実施し、本人の最善の利益を検討
4. 特定の者の判断に偏らず、合意形成を図る

7. 家族等への支援

家族等は大きな心理的負担を抱えることが多いため、十分な説明と対話の機会を確保する。

家族の意向は尊重するが、本人の意思や尊厳を最優先とする。

8. 多職種による連携

医師、看護師、介護職、相談員等の多職種が連携し、継続的に情報共有と検討を行う。

必要に応じて倫理的観点からの検討を行う。

9. 記録と情報共有

意思決定の内容、話し合いの経過、変更点等は適切に記録し、関係職員間で共有する。

記録は利用者の尊厳と個人情報保護に十分配慮する。

10. 職員研修

全職員を対象に、人生最終段階における医療・ケア、意思決定支援、ACPに関する研修を定期的に実施し、支援の質の向上を図る。

11. 指針の見直し

本指針は、法令、社会情勢、医療・ケアの進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附則

令和8年1月5日に改定